

佐賀県告示第158号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月26日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
三井住友信託銀行株式会社	〃	<u>〃</u>	三井住友信託銀行株式会社	〃	<u>県公金の収納事務 （預金口座振替によるものに限る。）</u>
株式会社佐賀共栄銀行	〃	<u>〃</u>	株式会社佐賀共栄銀行	〃	<u>県公金の収納事務</u>
略			略		